

4号 特許権等の使用に伴う対価（ロイヤルティ等）

特許権等の使用の対価（※1）として支払われるロイヤルティ等（※2）で次の要件を満たすものについては、「現実支払価格」に含まれていない限度において、「加算要素」として加算することとなります。

※1 「何の権利を使用する対価」なのか明確にする必要があります。

※2 ロイヤルティ以外にもライセンス料、〇〇Feeといった名目で支払われることがあります。
また、売手と権利者（ライセンサー）、許諾者（ライセンシー）との関係を明らかにしてください。

①「輸入貨物」に係るもの

輸入貨物に関連のあるものをいいます。

②「輸入取引に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるもの

買手がロイヤルティ等を特許権者へ支払わなければ、実質的にその輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいいます。

③「買手により直接又は間接」に支払われるもの

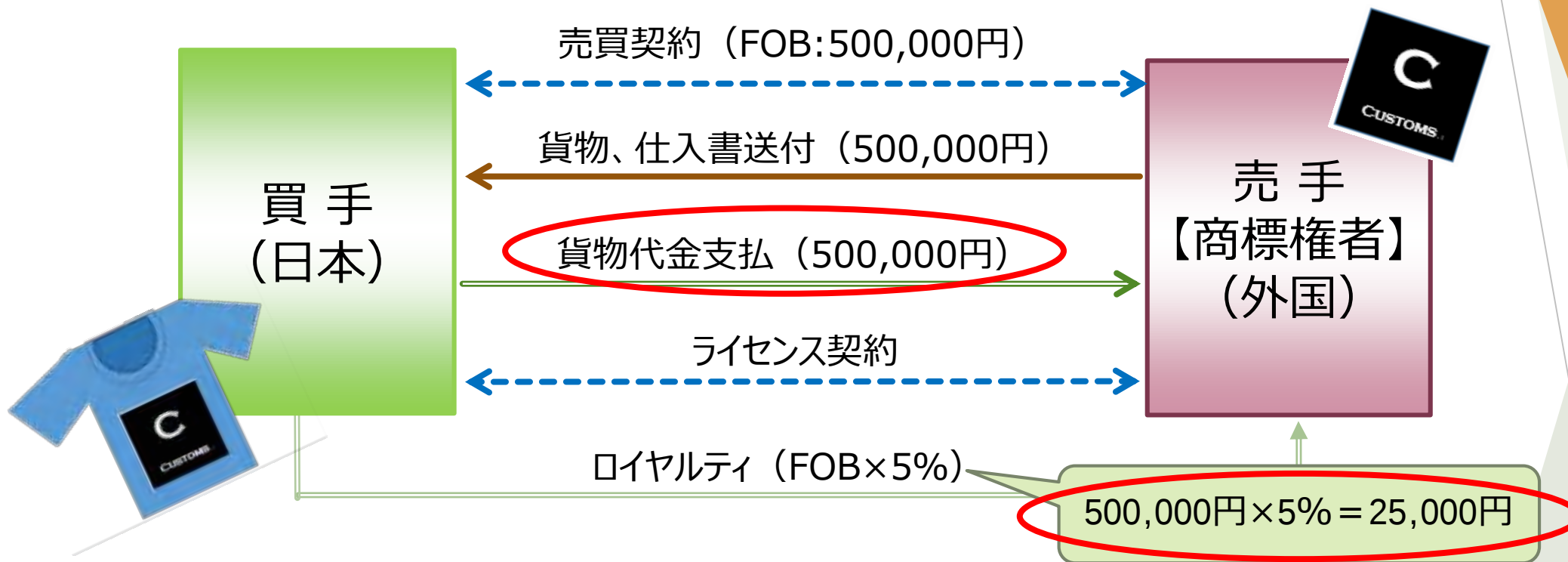
【対象となる権利】

- ・特許権
- ・実用新案権
- ・意匠権
- ・商標権
- ・著作権
- ・著作隣接権
- ・その他（※3）

※3 特別の技術による生産方式
その他ロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるもの

【事例18】 買手が商標権者でもある売手に対してロイヤルティを支払っている場合

買手は、売手から商標が付された衣類を輸入するにあたり、商標権者である売手と輸入貨物の売買契約のほかライセンス契約を締結し、輸入貨物の代金とは別に商標の使用の対価としてロイヤルティを売手に支払います。買手はこのライセンス契約を締結することにより、売手から商標を付した衣類を購入することができます。



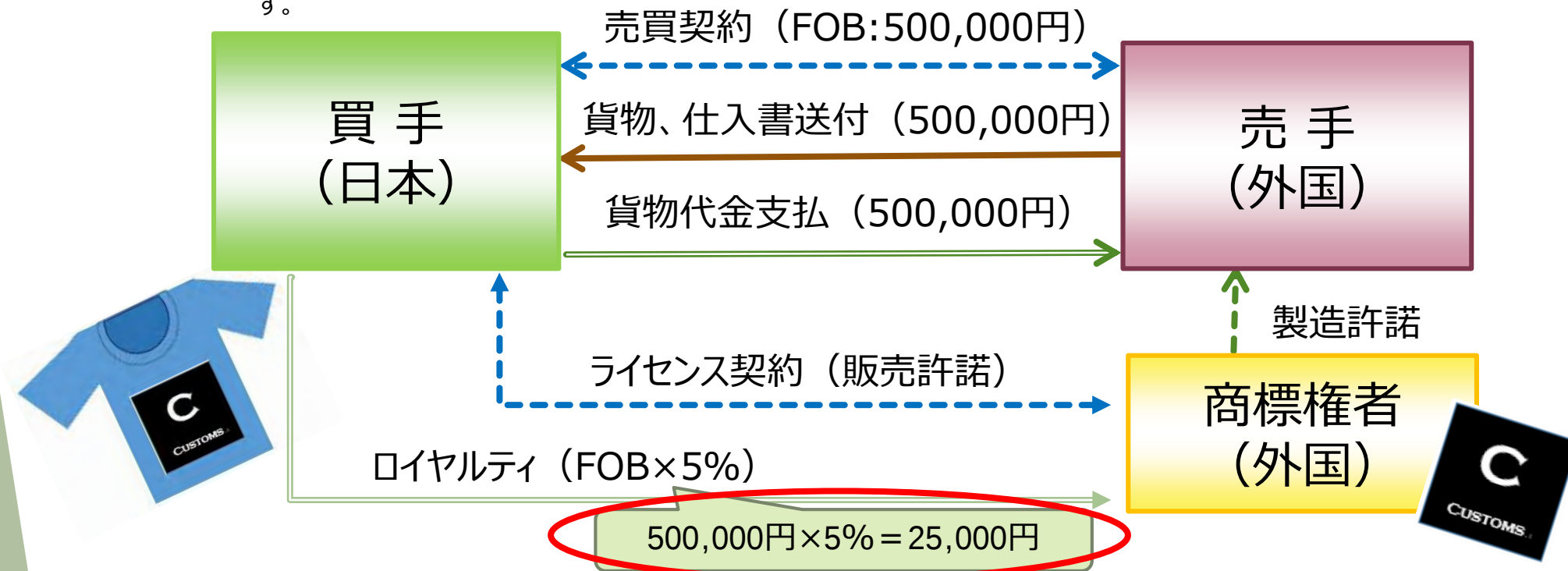
課税価格 = 〔仕入書価格 (500,000円) + ロイヤルティ (25,000円) + 運賃・保険等〕

買手が売手に支払うロイヤルティは、輸入貨物に付されている商標の使用の対価であることから、「輸入貨物に係る」と認められます。

また、そのロイヤルティは、買手と売手とのライセンス契約により、買手により売手に対し支払われたものであり、その支払がなければ売手は輸入貨物を買手に販売しないものと解されるため、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、この輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものと認められます。

【事例19】 買手が売手以外の商標権者に対してロイヤルティを支払っている場合

買手は、商標権者とライセンス契約を締結し、商標が付された衣類を製造・販売する権利を許諾されています。買手は、商標権者から、商標を付した衣類を製造・販売する権利の許諾を得ている製造者（売手）を紹介され、その売手と売買契約を締結し、商標を付した衣類を輸入します。買手は、ライセンス契約に基づき、輸入貨物に付されている商標の使用の対価として、売手との売買価格の5%をロイヤルティとして商標権者に支払います。



課税価格 = 〔 仕入書価格 (500,000円) + ロイヤルティ (25,000円) + 運賃・保険等 〕

買手が商標権者に支払うロイヤルティは、輸入貨物に付されている商標の使用の対価であることから、「輸入貨物に係る」と認められます。

また、そのロイヤルティは、製造する権利の許諾を得ている売手から輸入される貨物について、ライセンス契約に基づき、買手により商標権者に対して支払われるものであり、その支払がなければ売手は輸入貨物を買手に販売しないものと解されますので、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、この輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものと認められます。

特許権等の使用に伴う対価（ロイヤルティ等）を支払っている場合、加算するかどうか確認すべきポイント



- ① 買手と売手との売買契約の内容（売買契約書等）
⇒ 貨物の売買契約等におけるライセンス料等の支払いに関する取り決め
- ② ライセンス契約の内容（ライセンス契約書）
⇒ ライセンスの対象は何か、輸入貨物との関連
- ③ ライセンサーと売手との関係
⇒ 特殊関係等
- ④ ライセンス料の支払いを確認できるもの（請求書、送金明細等）
⇒ どのように計算して、どれくらいの頻度で、誰に支払っているか